

## 鑄銭司地域交流センター運営協議会(活動推進委員会)

日時:令和7年2月21日(金)19時～

場所:鑄銭司地域交流センター 会議室1・2

### 1 会長あいさつ

### 2 地域交流センターおよび小学校の定期利用団体について

来年度の各定期利用団体の申請状況:3～4頁のとおり

#### ◆新規申し込み団体(センター)

団体名	型染遊々会	JA山口女性部鑄銭司支部 生花サークル
人数	5人 (会員全員鑄銭司在住者)	6人 (会員全員鑄銭司在住者)
使用曜日・時間	第2水曜日9:00～14:00	第3木曜日 9:30～12:00
活動希望場所	研修室	会議室1
活動内容	作品づくり	身近にある材料を使って季節 の花を活ける

※鑄銭司地域交流センターの定期利用団体に関する規定

### 3 その他

## 山口市鑄銭司地域交流センター運営協議会（活動推進委員会）委員名簿

【任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日】

No.	団体名等	役職名	氏名	住所	電話番号	備考
1	潟上中学校	校長	永久 剛	陶1912	986-2011	
2	鑄銭司小学校	校長	竹本 賢治	鑄銭司4010	986-2609	
3	鑄銭司地区人権学習推進協議会	会長	内田 陽三	鑄銭司1417-11	985-1111	
4	鑄銭司自治会	会長	本廣 正則	鑄銭司4217番地5	985-1600 090-6831-4020	
5	鑄銭司地区社会福祉協議会	会長	徳永 勝治	鑄銭司5492	966-0097	副会長
6	鑄銭司社会体育振興会	会長	古川 俊	鑄銭司4133-3	090-8061-5022	
7	山口市スポーツ推進委員	—	杉山 由美子	鑄銭司6136	986-2717	
8	鑄銭司地区青少年健全育成会	会長	野村 幹男	鑄銭司1315	986-2483	監事
9	鑄銭司地区老人クラブ連合会	会長	岡本 忠良	鑄銭司5219	090-95046375	
10	山口市母子保健推進員	—	新川 姫子	鑄銭司5302-1	986-2842	
11	鑄銭司小学校CSコーディネーター	—	福江 美津子	鑄銭司4123	986-3505	
12	学識経験者	—	梶山 由一	鑄銭司5254-1	986-2530	会長
13	学識経験者	—	原田 理恵	鑄銭司5797-2	986-3535	監事
14	学識経験者	—	本廣 崇志	鑄銭司5729-7	986-3289	

令和7年度 鑄銭司地域交流センター定期利用団体(案)

No.	団体名	活動内容	会員の数	活動曜日・時間	使用する部屋	代表者	講師・指導者	備考
						氏名	氏名	
1	きんせんかい きんせんかい 琴銭会 琴栄会	大正琴の練習	4	第2・4月曜日 9:30～11:30	研修室	持光 スマ子	柴崎 陽治	
2	じきょうじゆつきょうしつ 自彊術教室	万病克服の体操療法と言われる健康体操「自彊術」を身に付ける会	7	毎週火曜日 10:00～11:30	和室	久原 直子	中村 善子	
3	しゅうほうぎんえいかい きんえいがくしょうかい 鶯朋吟詠会(旧:吟詠岳奨会)	詩吟の練習	4	第1・3木曜日 13:30～15:30	研修室	松崎 万里子	中村 孝子	
4	こうほうぎんえいすぜんじろうぎんかい 鴻峯吟詠鑄銭司朗吟会	詩吟の練習	7	第1・3水曜日 13:00～15:30	研修室	本廣 隆久	本廣 隆久	
5	すぜんじちくみんせいいんじどういんきょうぎかい 鑄銭司地区民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員、主任児童委員の連絡調整会議	8	第1金曜日 9:30～11:00	研修室	有田 祥治	—	
6	すぜんじ シニア鑄銭司フォークダンス	フォークダンスの練習	9	第1金曜日 13:30～15:30	研修室	武島 和子	西山 晋	
7	ちようじけんこうこうざ 長寿健康講座	認知症予防、介護予防講座	—	奇数月 第4金曜日 9:00～12:00	会議室1・2	徳永 勝治 (地区社協)		
8	すぜんじ かい 鑄銭司すぎなの会	地域ボランティア活動	33	第2土曜日 9:30～11:00	研修室	岡本 一之	—	鍵9 ※11月は第2火曜日ではない
9	たいきょくけんきょうしつ 太極拳教室	太極拳の練習	6	第3・4土曜日 9:00～11:30	会議室2	西村 陽子	高木 道子	鍵8
10	やまぐちしほしほけんすいしんいんきょうぎかい 山口市母子保健推進協議会	定例会	4	第4木曜日 10:00～12:00	会議室1	新川 姫子	—	
11	ふくし いんきょうぎかい 福祉員協議会	高齢者の見守り、給食、会食、いきいきサービス(旅行)等	22	第1土曜日 8:30～12:00	会議室1・2	綾城 明美	—	奇数月開催(偶数月は4月のみ)
12	すぜんじ こそだ ひろば 鑄銭司子育て広場 こいんず	お子様と一緒に利用できる子育て広場	11	第3木曜日 9:00～16:00	研修室(午前のみ) 和室	西村 暁子	—	
13	すぜんじ レイ・アロハ鑄銭司	フラダンス練習	3	第2・4木曜日 14:30～16:30	会議室1・2	山本 八重子	池田 盛恵	
14	すぜんじ ちく しやかいふくし きょうぎかい 鑄銭司地区社会福祉協議会	ふれあい型給食サービス配付	—	第4火曜日 9:00～12:00	会議室1	徳永 勝治 (地区社協)	—	9月は30日
15	さわやかエクササイズ	音楽に合わせて体を動かし心身をリフレッシュする	10	毎週月曜日 19:10～21:15	会議室2	石川 泉	升岡 良枝	鍵11 月曜祝日は休み
16	かたぞめうゆうかい 型染遊々会	型染め教室	5	第2水曜日 9:00～14:00	研修室	徳永 和代	田村 啓子	
17	やまぐちせいせいすぜんじ しぶ せいか JA山口市女性部鑄銭司支部 生花サークル	身近にある材料を使って季節の花を活ける	6	第3木曜日 9:30～12:00	会議室1	本廣 順子		

新規

新規



## 山口市地域交流センター運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 山口市地域交流センター設置及び管理条例（平成20年山口市条例第51号）第2条に定める山口市地域交流センター（以下「センター」という。）にそれぞれ地域交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 協議会は、センターの活動の向上に資するため、次に掲げる事項について協議を行い、センターの運営について意見を述べるものとする。

- (1) センターが実施する事業に関すること。
- (2) センターの利用団体に関すること。
- (3) センターの施設、設備等の利用に関すること。
- (4) その他、センターの運営に関すること。

2 協議会は、前項の協議にあたり、センターの利用者をはじめ幅広い地域の要望を反映するよう努めるものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) センターの利用団体の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、年1回以上開催し、過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、それぞれのセンターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がセンター所長と協議して定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 鑄錢司地域交流センター活動推進委員会会則

### (名称)

第1条 この会は、鑄錢司地域交流センター活動推進委員会と称する。

### (事務所)

第2条 この会の事務所は、鑄錢司地域交流センターに置く。

### (目的)

第3条 この会は、明るく住みよい地域社会の実現を目指し、地域住民の連帯意識の高揚と自主的な社会教育活動の振興を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講座の開設
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催
- (3) 図書の整備
- (4) 体育、レクリエーションに関する集会及び行事の開催
- (5) 各種の団体、機関等の育成及び連絡調整
- (6) 学習及び活動に必要な用具等の整備
- (7) その他目的達成に必要な事業

### (組織)

第5条 この会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 鑄錢司地域交流センターの利用団体の関係者
- (4) その他必要と認める者

### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (会長等)

第7条 この会に、会長1名、副会長1名、監事2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

### **(会議)**

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、年1回以上開催し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### **(審議事項)**

第9条 この会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要と認める事項

### **(会計)**

第10条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

### **(会計年度)**

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(その他)**

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮り決定する。

### **附 則**

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

## 鑄銭司地域交流センターの定期利用団体に関する規定

鑄銭司地域交流センター（以下、「センター」という。）の運営を円滑に行うため、定期利用団体に関して下記の事項を遵守すること。

### 1 定期利用団体の要件

定期利用団体は次の要件を満たすこと。

- ・構成員が3名以上で、その半数以上が鑄銭司地区在住であること。
- ・新規入会が随時可能な開かれた団体であること。
- ・1年以上に亘って概ね毎月利用など、定期的なセンターの利用実績があること。
- ・年末に行われるセンター大掃除に参加すること。
- ・団体の活動内容を地域に還元するとともに、地域行事への参加・協力など、地域貢献に努めること。
- ・地域住民から入会等の問い合わせがあった場合、連絡先の情報が提供できること。
- ・営利を目的としないこと。

### 2 定期利用の申請、許可

- ・センターを定期利用団体として利用する場合は、「地域交流センター定期利用許可申請書」（以下、「申請書」という。）を別に定める申請期間内にセンター所長に提出すること。
- ・センター所長は、申請書が提出された後、センター運営協議会において審議し、許可するものとする。

### 3 定期利用の許可期間

許可期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。但し、新規の場合は、センター運営協議会での許可後からとする。

### 4 定期利用の日程調整

利用日時について、希望日が重複した場合、「地域交流センター定期利用団体調整会議」において協議を行う。なお、センター側で調整がつく場合はこの限りではない。

### 5 定期利用日以外の利用

定期利用日以外にセンターの利用を希望する場合は、その都度、「地域交流センター利用（変更）許可申請書」を提出し、利用許可書を受けること。利用申請は、利用しようとする日の属する月の前月初日から受け付ける。なお、市や自治会の行事等で定期利

用日を変更することになった場合は、申請期間に関係なく受け付けるものとする。

## 6 鍵の管理

土日又は夜間の定期利用団体には、鍵の貸し出しを行うが、善良なる管理者の注意をもって管理を行うこと。なお、紛失した場合は至急センターへ報告し、その指示に従うこと。

## 7 その他

この規定にない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて定期利用団体とセンターとで協議して定めるものとする。

## 附 則

この規定は、令和6年5月31日から施行する。